令和　　年　　月　　日議決・専決	令和　８年　４月　１日施行
令和　８年　３月２５日公布	令和　　年　　月　　日適用
佐用町告示第　　　号	
令和８年佐用町要綱第１９号	

佐用町物価高騰対策商品券交付事業実施要綱

佐用町物価高騰対策商品券交付事業実施要綱をここに公布する。

令和　８年　３月２５日

佐用町長　　江　見　秀　樹

佐用町要綱第１９号

佐用町物価高騰対策商品券交付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民と商工業者を支援する事業として実施する、「佐用町物価高騰対策商品券交付事業」について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　商品券　前条の目的を達成するために、町が発行する商品券をいう。

（２）　交付対象者　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、令和８年５月１日現在において本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

（３）　特定取引　商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

（４）　特定事業者　特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

（商品券の交付）

第３条　商品券の交付額は、交付対象者１人あたり１万円分とする。

２　商品券は、１枚あたりの券面の金額を1,000円とし、10枚１組として交付する。

３　商品券の交付は、特殊な事情のものを除き、対象世帯に対して世帯員の分を一括して世帯主に郵送により交付する。

４　郵送した商品券が、一定の保管期間を経過し、佐用町へ返還された場合において、交付を受けていない世帯主は、受領証（別記様式第１号）を提出し、商品券の交付を受けることができる。ただし、交付を受けることができる期間は、令和８年９月30日までとする。

５　交付を受けた後に紛失又は滅失した場合、再発行は認めない。

（商品券の使用範囲）

第４条　商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

２　商品券の有効期限は、令和８年９月30日までとする。

３　前項に定める有効期限までに商品券が使用されなかった場合は、交付対象者が使用を辞退したものとみなす。

４　商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことはできない。

５　商品券は、交付された本人又はその世帯員に限り使用することができる。

（不当利得の返還）

第５条　町は、商品券の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により商品券の交付を受けた者に対し、交付を行った商品券又は商品券の券面金額相当の金額の返還を求めるものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

受　　領　　証

年　　月　　日

佐用町長　　　　　　様

私は、「さよう暮らし応援券」を確かに受領いたしました。

商品券を受け取る方

住所	〒		
氏名		生年月日	年　　月　　日
電話番号			

※ご本人を確認するため、受領する方の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）をご提示ください。